

建築物として取り扱わないビニールハウスに係る農水産課の取扱いについて

平成28年12月1日作成

令和4年4月1日改定

平塚市産業振興部農水産課

ビニールハウスは、原則として建築物として取り扱うことを前提とするが、平成28年12月1日付け平塚市まちづくり政策部建築指導課「建築物として取り扱わないビニールハウスについて」に基づき、農水産課の取扱いを、次のとおり定める。

第1（前提条件）

本取扱いに該当するビニールハウスは、一般社団法人日本施設園芸協会（以下、「協会」という。）が定める「園芸用施設設計施工標準仕様書」、「園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針」、又は「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」（以下、「三基準等」という。）に基づき設置した施設、又は協会による診断を受けた施設とし、施設保有者は、三基準等に基づき施設の保守管理を行うとともに、次のいずれかを施設入り口に掲示する。

- ① 三基準等に基づき設置した施設は、設置業者により三基準等に基づき設置したことが明記された説明文
- ② 協会による診断を受けた施設は、その診断書等の写し

第2（適用範囲）

本取扱いの適用範囲は、次のとおりとする。

- ① 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
- ② 不特定多数の者の利用がないもの。
- ③ 最高の高さが8mを超えないもの。
- ④ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が5,000㎡以下のもの。

第3（その他）

本取扱いを見直す場合は、平塚市まちづくり政策部建築指導課と協議するものとする。

なお、本取扱いの運用にあたっては、建築指導課と農水産課とで十分連携を密にして行うものとする。